

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法
<p>【改正の概要】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けた県民の生活再建を税制面から支援するため、災害時の個人事業税及び自動車取得税の減免の対象者の範囲を拡大する条例改正を行う。</p> <p>個人事業税</p> <p>○災害における個人事業税の減免措置の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により事業用資産に被害が生じた者を減免対象者に加える。 <p>自動車取得税</p> <p>○災害における自動車取得税の減免措置の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により被災した自動車を抹消登録して代替自動車を取得した者を減免対象者に加える。 	
施行日	個人事業税：公布日施行（平成 30 年度課税分から適用） 自動車取得税：公布日施行（平成 30 年 6 月 28 日から適用）
<p>【その他参考事項】</p>	